

請願・陳情 文書表

8・3定

陳情第62号

受付年月日	8. 8. 28	付託委員会	子育て文教
提出者	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● ●● ●●		
紹介議員	—		
提出者からの説明希望の有無			有・ ☐ 無
件名と要旨			
(件名) 旭川市立近文第二小学校の正式名称を「近文第二小学校」にすることについて (要旨) 旭川市立近文第二小学校は、明治31年創立という長い歴史を有し、地域の教育・文化の拠点として、多くの卒業生や地域住民に親しまれてきた学校である。 その正式名称については、市教委によれば、昭和46年の旭川市と東鷹栖町の合併時に、「旭川市立近文第二小学校」とされたということであるが、そのことが周知されたか疑わしく、学校の沿革史にもその記載はない。学校印や校長職印、看板、校旗や学校からの発信文書についても「近文第二小学校」が使用されてきた。地域においても長年にわたり「近文第二小学校」という表記が用いられてきた。また、現在も旭川市の公式ウェブサイトにおいて「近文第二小学校」という表記が使用されているほか、旭川市の施設情報等にも「旭川市立近文第二小学校」という名称が確認できる。 一方で、行政上の表記に「第2」という算用数字が用いられるなど、名称の表記に揺れが見られる。市教委として「第二」の部分を固有名詞として認識しておらず、固有名詞でないものには算用数字を使用する原則に基づいたものと考えられる。 学校名は単なる識別のための名称ではなく、もちろんその全体が固有名詞なのであって、その地域の歴史、学校の伝統、卒業生を始めとする地域住民の記憶や愛着を象徴する大切なものである。 特に「近文第二小学校」という名称は、地域住民にとって長年親しまれてきた名称であり、「第二」という漢字表記そのものにも学校の伝統や歴史を感じることができる。 また、現在の旭川市の公式情報においても「近文第二小学校」という表記が使用されていることから、条例上の名称についてもこれに合わせることは、行政文書等における名称の統一という観点からも意義がある。 学校名は、地域の歴史を次の世代へ引き継ぐための重要な文化的財産でもある。 以上の趣旨から、次の事項について陳情する。 陳情事項 1 地域住民の思いと学校の歴史・伝統を尊重し、旭川市立小中学校設置条例に定める学校名について、「旭川市立近文第二小学校」から「旭川市立近文第二小学校」へ改めること。			